

市有財産売払の件(東大阪市菱屋西二丁目145番13)に係る質問回答

質問	回答
土地売払案内書3～4ページに記載の、買受申し込みに必要な書類の、その他添付書類は、原本が必要でしょうか。	原本のご提出をお願いいたします。
土地売払案内書10ページで、戸建住宅整備時の条件に「150㎡以上とすること」とありますが、土地の割り方の都合上、敷地面積が147㎡や148㎡となる区画が発生するのは問題ないでしょうか。	数㎡程度の差であれば、問題ありません。
土地売払案内書14ページ㊹の買戻し特約について、一般的な分譲の戸建てを引き渡する場合でも、特に問題はありますか。また、買戻し特約登記はどのタイミングで解除されるのでしょうか。	建築確認申請で予定建築物が確認できないうちは、土地のみでの売買は買戻し特約解除の対象となりません。原則、エンドユーザー(個人)に分譲等を行う際には、買戻し特約登記を解除する正当な理由と認めます。
土地売払案内書14ページに記載の覚書について、内容の開示は可能でしょうか。	覚書の閲覧は可能です。原則予約制とさせていただきますので、事前に電話連絡いただきますようお願い申し上げます。予約がない場合はお待ちいただく可能性がございますがご了承ください。
建物の下杭や敷地南側の地中埋設物、地歴など、解体の際に参考になる資料を開示していただくことは可能でしょうか。	竣工図面の閲覧は可能ですが、杭や地中埋設物の有無については図面に明示されておらず不明です。閲覧される場合は、原則予約制とさせていただきますので、事前に電話連絡いただきますようお願い申し上げます。予約がない場合はお待ちいただく可能性がございますがご了承ください。
南側隣地からの越境物はございませんでしょうか。	南側民地から当該売払地への越境物はありませんが、当該売払地から南側民地への越境物がございます。
開示いただいている境界確定図が赤線で囲われており、南側境界塀と境界の関係が見えません。赤線で囲われていない境界確定図もしくは南側境界付近の塀と境界のラインが明示されているものをいただけますでしょうか。	赤線を消した境界確定図を次ページに添付いたします。詳細については覚書を閲覧いただきますと、尚わかりやすいかと思います。覚書の閲覧は原則予約制とさせていただきますので、事前に電話連絡いただきますようお願い申し上げます。予約がない場合はお待ちいただく可能性がございますがご了承ください。